

平成 26 年度

第 2 回 寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 26 年度 第 2 回 寝屋川市景観審議会

日時：平成 26 年 10 月 8 日(水)
午後 1 時 30 分から

場所：寝屋川市役所 議会棟 4 階
第一委員会室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 景観審議会に報告するもの
 - (1) 景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果について
 - (2) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（素案）」について
 - (3) 今後のスケジュール
- 3 寝屋川市屋外広告物条例の制定について
 - (1) 寝屋川市屋外広告物条例（素案）パブリック・コメントの結果報告
 - (2) 寝屋川市屋外広告物条例及び規則の素案について
 - (3) 今後のスケジュール
- 4 閉 会

以 上

平成 26 年度 第 2 回 寝屋川市景観審議会 会議録

1 日 時 : 平成 26 年 10 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分～

2 場 所 : 寝屋川市役所 議会棟 4 階 第一委員会室

3 出席者

委 員

会 長

増 田 昇

副会長

山 野 高 志

委 員

坂 口 行 洋

委 員

井 上 容 子

委 員

白 川 清 司

委 員

熊 田 将 男

委 員

星 野 創

委 員

田 中 稔

委 員

中 村 一 二 三

委 員

岡 本 至

委 員

亀 田 博 夫

まち政策部部長

大 西 道 彦

まち政策部次長

橋 本 一 彦

都市計画室長

大 坪 史 郎

都市計画室課長

竹 本 明 広

事務局

まちづくり指導課

課長代理

野 口 勝 彦

同

係長

乾 佳 純

同

係長

下 谷 和 生

同

係長

荒 垣 幸 信

同

副係長

山 附 直 也

4 傍聴人

0 名

5 会議事項

別紙のとおり

(開 会)

事務局

お待たせいたしました。

定刻になりましたので、只今より、平成 26 年度第 2 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、委員 11 名中、11 名のご出席がありますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

本日は、傍聴者が 0 名となっております。

それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の橋本よりご挨拶申し上げます。

橋本課長

<開会の挨拶>

事務局

<配布資料の確認>

なお、本日の会議録につきましては、後日、ホームページと市役所情報コーナーにて公開させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

会 長

それでは、只今より平成 26 年度、第 2 回景観審議会を開催します。

本日の案件等について事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料をご覧ください。

次第 2 の (1) 景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果について、ご報告させていただきます、続いて、(2) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更(素案)」について、引き続き、(3) 今後のスケジュールにつきまして、ご説明をさせていただきます。

次第 2 のご質問等につきましては、一括してお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、次第 3 の (1) 寝屋川市屋外広告物条例(素案)パブリックコメントの結果報告、(2) 寝屋川市屋外広告物条例及び規則の素案について、(3) 今後のスケジュールにつきまして、ご説明をさせていただきます、次第 3 のご質問等も一括してお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、本日は寝屋川市屋外広告物条例(素案)につきましては、寝屋川市景観条例第 26 条第 2 項第 3 号に基づく、審議案件としてご審議いただいた後、当審議会において答申をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いたします。

会 長

　　今、事務局より説明がありましたとおり、次第2のところ、景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果、寝屋川市景観計画変更（素案）、今後のスケジュールと、次第3のところ、寝屋川市屋外広告物条例（素案）パブリックコメントの結果報告、条例及び規則の素案、今後のスケジュールとのことでございます。

　　それでは、寝屋川市景観計画変更（素案）等について事務局より説明願います。

事務局

＜景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果、景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（素案）」、今後のスケジュールについて＞説明

会 長

　　事務局の説明が終わりました。ただいまの、景観重点地区追加指定に伴うアンケート調査結果、「寝屋川市景観計画変更（素案）」、今後のスケジュールについて、ご質問、ご意見等はございませんか。

委 員

　　寝屋川市の駅前ということで商売や事業をされている方々はどのように思っておられるのか懸念をしております。資料3によると商業団体連合会会長、ベル大和商店街会長に説明いただきその結果、主旨を説明し賛同を得たということが書かれていますが、何かおっしゃってたのなら参考に聞かせていただきたいと思っております。

事務局

　　商業団体連合会の会長、ベル大和商店街の会長とともに、これまでの景観重点地区指定の経緯をご説明させていただき、今年度、寝屋川市駅西側駅前広場周辺地区の指定を予定している旨もあわせてご説明させていただきました。ご説明にあたりましては、アンケート調査の前と後に2回行かせていただいております。直接の関係権利者の方々にもアンケート調査でご意向を確認させていただいております。また、関係団体である商業団体連合会、ベル大和商店街の会長にもこのような内容で方針・基準等、一定の規制・誘導ということになりますけれども、寝屋川市の新たなブランド化のために景観重点地区の指定をさせていただきたいとご説明をさせていただきました。それを受けて、会長もその主旨は十分に理解できるし、このまま進めていっていいのではないかとのご賛同をいただいております。ただし、今すぐに何等か改善が必要となれば困るということは聞いておりますけれども、あくまで建物の更新時期等にあわせて計画の段階でご配慮いただくことで、一定の負担軽減にもつながりますし、寝屋川市の新たなブランド化のためにも貢献できるのではないかとということで、各会長にご賛同をいただいたという状況でございます。

会 長

　　一番の問題は今ある建物等が既存不適格になった時にどうするのかという話がありますけれども、何らかの建築行為が発生した時に対応すれば良いので、今の状態を改善しなさいという基準ではありませんので、その辺懸念されていることがご理解されたのか

などと思います。

委 員

資料1の2ページ目、設問—1、届出対象基準の(6)一定規模以上の屋外の自動販売機の設置などで、対象とすべきと対象とすべきではないの合計が26人となっており、間違っているのではないか。

事務局

委員のおっしゃるとおりでありまして、事前配布資料は対象とすべきが21人、対象とすべきではないが5人の合計26人となっておりましたが、本日お配りさせていただいた資料では対象とすべきが20人、対象とすべきではないが5人の合計25人に修正をさせていただいております。ご報告が遅れまして申し訳ございません。

委 員

ベル大和商店街の会長にも資料配付しているのか。

事務局

寝屋川市景観計画変更(素案)等資料配付しております。

会 長

昨今、ゴミを減らすであったり省エネなどの観点から、事前に資料を配布するのであれば当日資料は予備の部数1~2部を用意いただければ良いのではないかと思います。

事務局

次回からはそのように善処させていただきます。

会 長

他は何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。大分ここでの意見も反映いただいて、修正を加えていただいているということでございます。それでは、これにつきましてはこれに基づいて、都市計画審議会の意見聴取をいただいて、その後、1月開催予定の第3回景観審議会で諮問・答申という形で我々が答えるということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の3の寝屋川市屋外広告物条例の制定について、これにつきましても(1)~(3)までございますけれども、これについて説明いただいた後、この案件に関しましては本日諮問されておりますので、我々答申をしないといけないということでございます。よろしくお願いいたします。

<条例及び規則(素案)の内容について>説明

委 員

全体の話をつたつたところ、府条例と比較して全般的に厳しい規制となっておりますが、それはどういう考え方をもとに厳しい規制内容となったのかご説明頂ければと思います。

事務局

本日の資料にもあります「寝屋川市屋外広告物ガイドライン」を作成するにあたりワークショップを開催しておりまして、メンバー構成としましては、商工関連団体代表として大阪屋外広告物美術共同組合、寝屋川市商業団体連合会、学識経験者及び学生代表として大阪府立大学工業高等専門学校、常翔学園摂南大学、市民代表として打上・萱島・香里南之町・東大利町自治会の方々となりますが、ワークショップにおきましても駅周辺の広告物は一定整理した方が良いという意見も多くあったことから、ガイドラインでは厳しめの基準となっております、ガイドラインに則した内容の条例及び規則の素案としていることから、現在の規制内容となっております。

会 長

副会長、ワークショップのアドバイザーとして経過をみてきたかと思いますが、補足ありますでしょうか？

副会長

ワークショップでも大阪府より厳しくしようとか、そういった意図は全くなく、ただ純粋に寝屋川市を良くしていこうという一心で検討した結果、結果的に大阪府より厳しくなってしまったということと、あとは、ワークショップの中では具体的な数値について議論したというよりは、方向性をワークショップで決めて、ガイドラインの作成に至っています。その上で、今回の条例における具体的な数値に繋がっているという経緯でございます。

委 員

先ほどの質問と関連して、他の市町村における規制と比較してはどうでしょうか。

事務局

大阪府内での規制としましては、他の市町村よりも厳しい内容となっております。

事務局

補足となりますが、大阪府内では政令市、中核市が大阪府条例ではない独自条例を策定されておりますが、内容に至っては大阪府の条例とほぼ同様の内容となっております、府内において我市以外で先行して、府条例より厳しくしているのが、中核市の豊中市となりまして、寝屋川市と同程度の基準になっているのかと考えております。

会 長

今般、かなり社会情勢が変わってきて、昔は何も基準がないのが、ある一定の資産価値を高めるとなっていました、この頃は反対に、ある一定の質を担保している所の方が、活性化や資産の保有としては担保しやすいという方向に変わってきたことだと思います。それも順次、北から南へといく傾向がありまして、大阪では北大阪の豊中市や箕面市でそういった動きが少し出て、それが段々北大阪に広がっているが、南の方は、まだ、かなり遅れている。

会 長

事前協議において指導をするとなっていますが、これは行政の方がガイドラインに基づいて助言・指導されるのか？あるいは専門家等を入れてやっていくのか。

事務局

行政の方でガイドラインに基づいて、助言・指導していきます。

会 長

景観行政・広告行政として、寝屋川市は大阪の中ではトップランナー的にある見識を持って、それを持つことによって市の活性化を図っていこうという姿勢を打ち出しているかと思います。

他に質疑等はありませんか。

特に質疑が無いということで、質疑応答が終わりました。本日は、諮問ということになりますので、寝屋川市屋外広告物条例（素案）について、答申を行う必要がありますが、原案について、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

会 長

それでは、原案のとおりご了承頂いたということで、答申させていただきます。ありがとうございました。

会 長

本日の内容については、答申書のようなものの写しを各委員の方へお渡しになられるのでしょうか。

事務局

はい。また作成しまして、お渡ししたいと考えております。

会 長

それでは、予定しておりました案件は終わったかと思いますが、委員の皆様方の方で何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、事務局の方で何かその他ございますでしょうか。

事務局

特にございませんけれども、第3回景観審議会を1月中旬に予定しておりますので、おって日程調整をさせていただきたいと思っております。

会 長

大学に勤めている方が3名おりますけれども、特に1月～2月にかけて大学は忙しい

時期になりますので、極力早めに日程調整していただければ幸いです。

事務局

早々に日程調整をさせていただきたいと思います。

会 長

それでは、今日の審議内容につきましては皆様方のご協力によって、無事終了させていただけたと思います。どうもありがとうございました。

大西部長

<閉会の挨拶>

(閉 会)